

平成28年 春の交通安全県民運動

実施要綱

平成28年2月16日
福井県交通対策協議会

第1 目的

この運動は、県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

1. 運動期間 平成28年4月6日(水)から15日(金)までの10日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日 平成28年4月10日(日)

第3 主催

福井県交通対策協議会

第4 統一行動日

平成28年4月6日(水) 「一斉街頭活動日」

第5の実施機関・団体が、交差点等の街頭において県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第5 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第6 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織に浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意・工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を活用して、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者遺族の心情に配慮すること。

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 交通安全3S (Save Silver、Save Child、Slow Down)の推進



重点

1 子どもと高齢者の交通事故防止

新入学児童等の交通事故を防ぎ、交通事故死者数全体の半数以上を高齢者が占める交通事故情勢に的確に対処するため、子どもとその保護者および高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子ども、高齢者、障害者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図る。

高齢者

- 参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルールや交通マナーの習得および理解の向上を図るとともに、自身の運動能力等の的確な認識を促し、これに基づく安全行動を促進する。
- 夕暮れ時や夜間に外出する際には、反射材用品等を活用する。
- 高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体機能や運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転に心がける。
- 70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示に努める。

運転者

- 子ども、高齢歩行者等(高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者)、高齢運転者標識を表示している車両を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、「思いやり運転」に努める。
- 夜間の運転においては、「夜間ハイビーム実践運動」を積極的に推進し、子どもや高齢者等の早期発見に努める。

家庭・地域・職場

- 安全に道路を通行するため、子どもとその保護者に対する交通安全教育・広報啓発に努める。
- 通園・通学時間帯において、子どもに対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を行うほか、通行車両の運転者に対する注意喚起に努める。
- 子どもと高齢者等の交通安全について家庭等で話し合い、子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守、反射材用品等の活用について「声かけ」を励行するなど、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成に努める。
- スクールゾーンや生活道路等の交通安全総点検を通じ、子どもと高齢者の安全な通行を確保する。



重点 2

自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、「自転車安全利用五則」等を活用した交通ルール・交通マナーの周知と街頭啓発活動を強化する。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用



自転車利用者

- 飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし運転等の禁止を徹底する。
- 夜間における前照灯点灯の徹底や夕暮れ時等の早目の点灯および反射材用品等の積極的な活用を促進する。
- 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認を徹底する。
- 幼児・児童には乗車用ヘルメットの着用を徹底させるほか、幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用など、自転車の安全利用を促進する。

家庭・地域・職場

- 高齢者や中学生・高校生等の利用者にもヘルメットの着用を促進する。
- 自転車利用者としての責任を自覚させるとともに、自転車事故被害者への救済を図るために、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

重点 3

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底し、交通事故発生時の被害防止・軽減を図る。

運転者・同乗者

- 車に乗る時は、後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底する。
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解を促進する。

家庭・地域・職場

- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取り付け方や肩ベルトの締付け方など、正しい使用方法を周知徹底する。
- 車で出かけるときは、お互いにシートベルト等の着用について声かけを行う。

重点4

飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図り、飲酒運転を根絶する。

運転者

- 飲酒運転の悪質性、危険性、および飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さについて理解を深める。
- 飲酒運転に係る罰則および行政処分が大幅に強化された理由を認識する。

家庭・地域・職場

- 交通事故被害者等の声を反映した交通啓発活動を通じ、飲酒運転を許さない環境づくりを促進する。
- 飲食店等においては運転者への酒類提供の禁止を徹底するほか、ハンドルキーパー運動を促進する。
- 飲酒運転をするおそれがある人に車両等や酒類を提供しない。また、運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しない。
- 自動車運送業者の点呼時等にはアルコール検知器の使用を習慣づけるなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。



重点5

交通安全3S (Save Silver、Save Child、Slow Down) の推進

第10次福井県交通安全計画で新たに策定された交通安全3Sを推進し、交通事故の抑止を図る。

【Save Silver】(高齢者の事故抑止)

- 運転者は高齢歩行者等が見えたら速度を落とす等の思いやり運転を実践する。
- 高齢歩行者が夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用するなど、運転者から見えるように努める。
- 深夜に危険な行動が見られる高齢歩行者を見かけたときは「交通安全おたすけコール」へ積極的に通報する。

【Save Child】(子どもの事故抑止)

- 運転者は子どもの飛び出しや急な進路変更等にも対応できるよう、子どもを見かけたときにはその動きを十分に確認する。
- 家庭や職場において、子どもに対する交通安全指導や誘導を行うなど、子ども自身の安全行動を促す。

【Slow Down】(ゆとりある速度での運転)

- 運転者は道路の状況に応じたゆとりある速度での運転を励行する。
- 家庭や職場において、高速走行の危険性等について話し合い、安全運転意識の高揚を図る。